

知財の広場

意匠権の取得を検討しませんか

今年の4月から施行される意匠法の改正は、明治以来の大幅な改正です。意匠改正の内容は、「意匠権の存続期間の変更」、「関連意匠制度の拡充」、「保護対象の拡充」などです。

改正ポイントは、

- 意匠権の存続期間が「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更なる
- 関連意匠の出願時期が本意匠（基礎意匠）の出願から10年以内となり、そして、関連意匠の関連意匠が認められることになる
- 保護対象の拡充では、意匠法のこれまでの「物品」の概念を超えて、無体物である「画像」、不動産である「建築物の外装・内装」までも保護されることになる

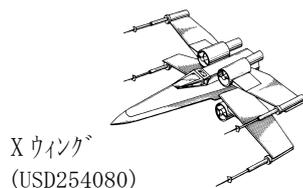
などです。詳しい内容は、特許庁の下記のサイトにてご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol44/07_page1.html

ところで、特許情報プラットフォームにて検索してみると、玩具メーカーの株式会社タカラトミーさんの意匠登録件数は約1500件です。当然の結果ですが、一方、技術的なアイデアを保護する特許出願件数も約650件あります。ということは、特許と意匠との知的財産権の組み合わせで、自社の事業を守っていると言えます。

自社の商品デザインを守る観点からも、今回の改正内容を踏まえて、関連意匠も含めた意匠出願をするか否かや、意匠戦略をどうするかを検討を行い、他の知的財産権を絡めた戦略的な知財活動に活かす努力がますます必要となります。

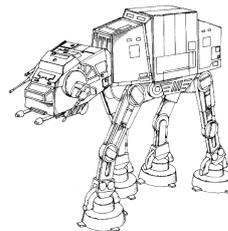
「スター・ウォーズ」のジョージ・ルーカスさんも、制作資金を得るための商品化権を守るために、米国のデザインパテント（意匠）を積極的に活用しています。



X ウィング
(USD254080)



タイファイター
(USD254081)



AT-AT
(USD266777)

自社で、意匠権の取得を検討してみませんか。

知財ナビゲーター 吉井 映滋